

食品取扱施設の衛生管理に係る 家畜衛生からのアプローチ

秋田県南部家畜保健衛生所
○須田 朋洋、高橋 千恵¹⁾、
寺田 七海²⁾、古倉 あゆみ³⁾

1) 秋田県大仙保健所、2) 秋田県横手保健所、
3) 秋田県湯沢保健所

食品衛生法の改正

- 令和3年6月1日～全ての食品等事業者にHACCPに沿った衛生管理の義務付け。

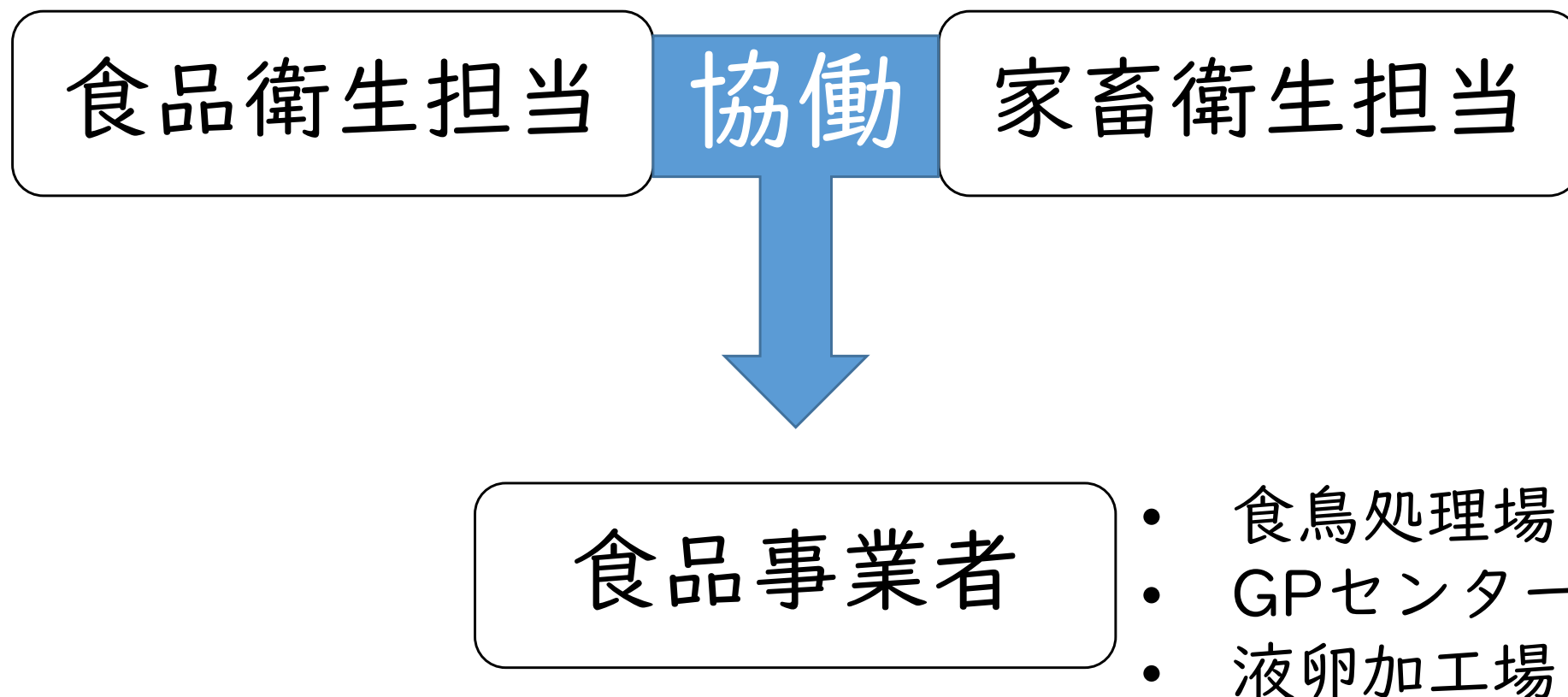
HACCPに基づく衛生管理	HACCPの考え方を取り入れた衛生管理
コーデックスのHACCP7原則に基づく衛生管理を行う。 【対象事業者】 ・ 大規模事業者 ・ と畜場 ・ 食鳥処理場（認定小規模食鳥処理業者を除く）	各業界団体が作成する手引書を参考に、簡略化されたアプローチによる衛生管理を行う。 【対象事業者】 ・ 小規模な営業者等

高病原性鳥インフルエンザ及び
低病原性鳥インフルエンザに関する
特定家畜伝染病防疫指針第10の4
【再開の要件】

(1)食鳥処理場		(2)GPセンター等	
ア	車両消毒設備		ア
イ	生体受入施設の区別	原卵と製品の非接触	イ
		野鳥等の侵入防止	ウ
ウ	定期的な清掃・消毒		エ
エ	衛生管理マニュアルの定め		オ
オ	再開後の遵守事項を遵守する体制の整備		カ

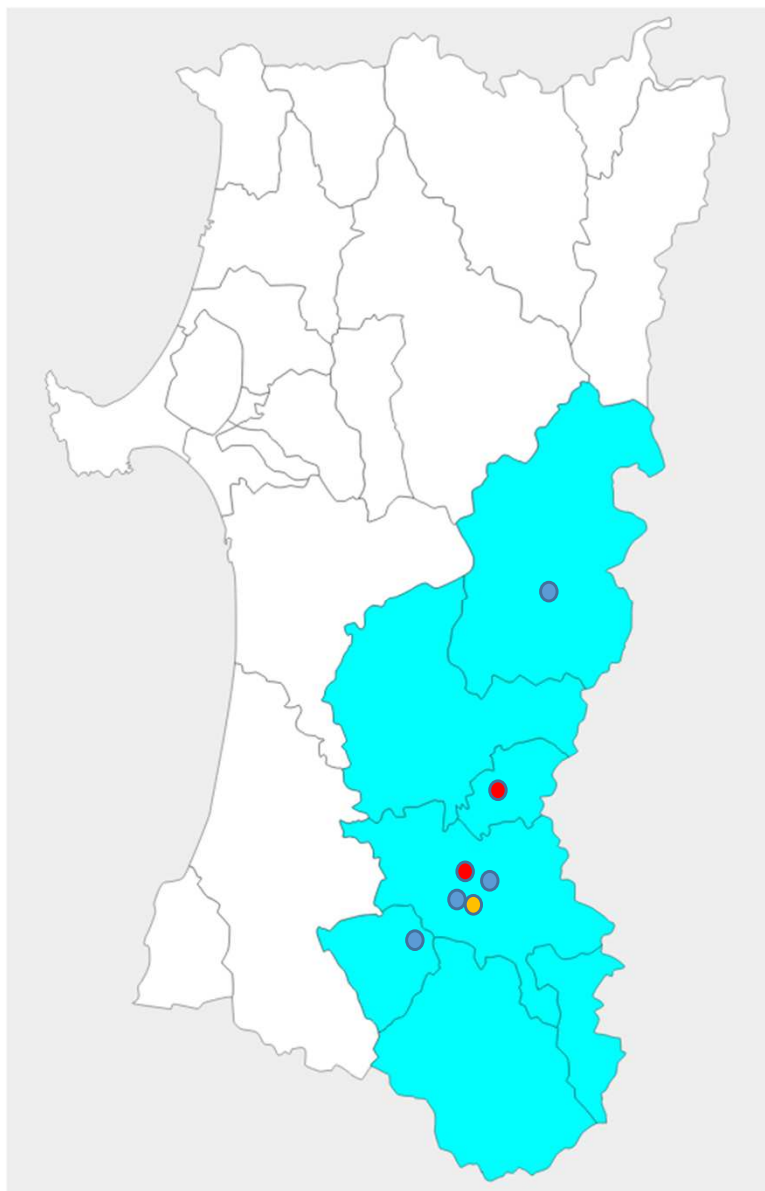
高病原性鳥インフルエンザ及び
低病原性鳥インフルエンザに関する
特定家畜伝染病防疫指針第10の4
【再開の要件】

(1)食鳥処理場		(2)GPセンター等	
ア	車両消毒設備		ア
イ	生体受入施設の区別	原卵と製品の非接触	イ
		野帳等の侵入防止	ウ
ウ	定期的な清掃・消毒		エ
エ	衛生管理マニュアルの定め		オ
オ	再開後の遵守事項を遵守する体制の整備		カ



再開要件の整備と併せ、「**HACCPに基づく衛生管理**」導入を促す取組

再開要件整備状況調査



- 認定小規模食鳥処理場
- GPセンター
- 液卵加工場

再開要件整備状況調査 (認定小規模食鳥処理場)

要件\施設	A	B
ア 車両消毒設備	○	×
イ 生体受入施設の区別	○	○
ウ 定期的な清掃・消毒	○	○
エ 衛生管理マニュアルの規定	○	△

△：手引書を参考に実施

※R3獣医学術東北地区学会（公衆衛生）で、秋田県内全ての施設でHACCPに沿った衛生管理計画の導入を発表。

（秋田県食肉衛生検査所 新井孝典会員）

再開要件整備状況調査 (GPセンター等)

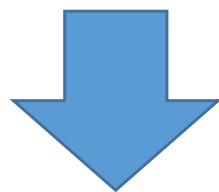
要件\施設	GPセンター				液卵 加工場
	A	B	C	D	E
ア 車両消毒設備	○	○	×	○	○
イ 原卵・製品の非接触	○	○	○	○	○
ウ 野鳥の侵入防止	○	○	○	○	○
エ 定期的な清掃・消毒	○	○	○	○	○
オ 衛生管理マニュアル	○	○	△	△	○

△：手引書を参考に実施

HACCPプランについては、
全ての施設において未作成
又は作成中

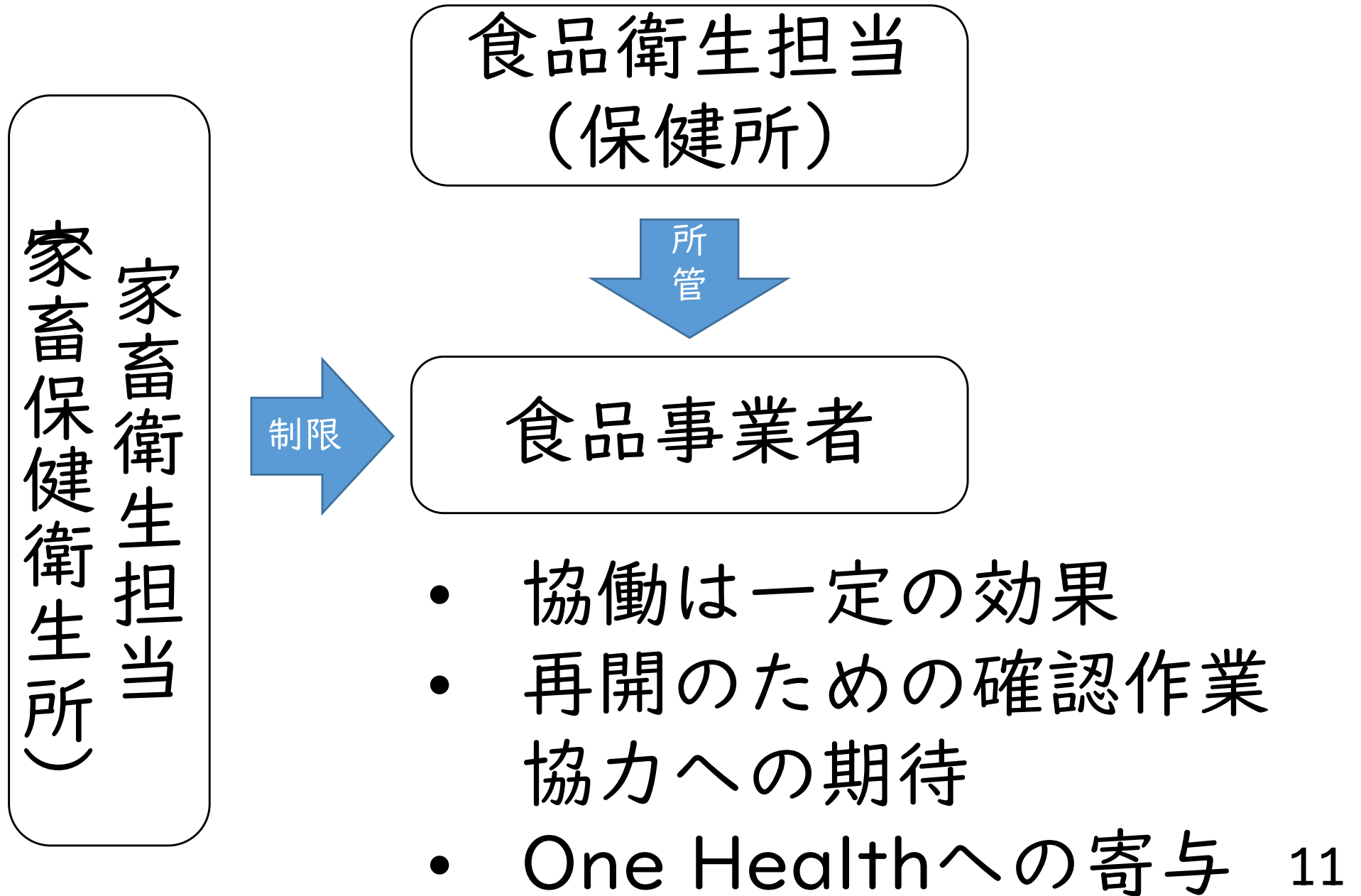
調査結果に基づき

- 手引書を参考に行っている施設について、施設毎の衛生管理マニュアル策定を支援。
- 全ての施設において、HACCPプランの作成支援。



保健所において、衛生管理マニュアル
及びHACCPプランのひな形作成に着手

考察及びまとめ



今後

- 関連部署の協働による衛生指導を継続。
- 各施設における秋田県版HACCP認証（Codex HACCP準拠）取得支援。

謝辞

本調査にご協力いただいた
秋田県食肉衛生検査所 の皆様に
特段の謝意と敬意を表します。